

# (仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設整備基本計画

---

令和7年3月



## 目次

1. (仮称)鶴ヶ島市地域交流施設整備の背景と目的	1
(1) 背景及び目的	1
(2) 本施設に係る法令、条例等	2
(3) 本計画の位置付け	4
2. 施設の現状と課題	6
(1) 現施設の位置	6
(2) 現施設の現状と課題	6
(3) 計画敷地の概要	10
3. 市民センターの在り方と運営方針	11
(1) 市民センターの在り方	11
(2) 市民センターの運営方針	13
4. (仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設の整備計画	14
(1) 将来像（施設整備のコンセプト）	14
(2) 整備方針	15
(3) 確保・導入機能	16
(4) 施設全体の規模と想定諸室の規模	22
(5) 想定諸室の構成・配置案	23
(6) 施設の配置（敷地の使い方）案	25
(7) 配慮事項	27
(8) 整備イメージ	28
5. (仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設の事業計画	29
(1) 概算事業費	29
(2) 事業スケジュール	29
(3) 補助金・交付金	30

## 資料編

1. 計画敷地の都市計画及び建築（集団規定）条件
2. 策定経緯
3. 地域及び関係団体アンケート調査の結果
4. 地域住民ワークショップの結果



# 1. (仮称)鶴ヶ島市地域交流施設整備の背景と目的

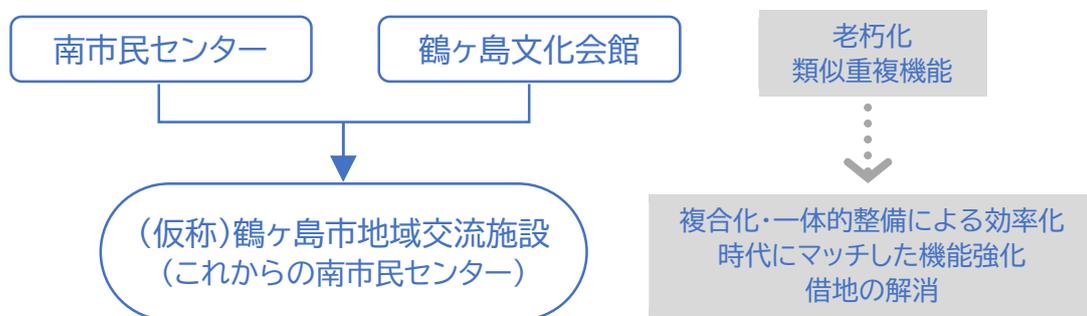
## (1) 背景及び目的

本計画の対象施設となる南市民センター、鶴ヶ島文化会館は、いずれも地域のコミュニティ活動や生涯学習活動を支える施設として重要な役割を担っていますが、南市民センターは築40年、鶴ヶ島文化会館は築53年が経過し、いずれも施設の老朽化が進んできており、更新等による抜本的な対応が求められています。

また、公共施設全体に関しては、今後の人口減少の進展を踏まえた、これまでの施設の在り方を見直し、効率的で持続可能な施設整備及び維持管理等を図っていくことが課題となっており、施設の複合化や統合、機能転換等による量的な縮減も含めた検討が必要となっています。

本計画は、老朽化が進むこの2施設について、引き続き、様々な地域の暮らしやコミュニティの活動を支える施設として機能を発揮していくために、市内の市民センター全体に共通のこれからの在り方を確認しながら、時代のニーズに対応しやすく、利用者の利便性を高め、また施設の運営や維持に関して効果・効率を高める施設としての整備を目指し、類似機能の整理や一体化・複合化等の施設整備に係る基本的な方向性を定めるものとなります。また、この一体的・複合的な更新整備を、市有地である現在の鶴ヶ島文化会館の敷地で行うことで、公共施設の維持の面で大きな費用負担となっている南市民センターの借地の解消を図っていくものともなります。

なお、計画の策定にあたっては、施設の利用者や各種活動団体へのアンケートやワークショップを実施し、施設の整備や活用に関する様々な意見やアイデア等について意見交換を図り、それらを基に検討を重ねて、基本計画としてまとめました。



## (2) 本施設に係る法令、条例等

### ①法令等における位置付け

今回の更新対象となる南市民センター及び鶴ヶ島文化会館の法や条例における位置付けを確認します。

市民センターについては、公民館（社会教育法）のような法的な設置義務はなく、市条例によって規定される施設となっています。

図書館分室については、図書館法の規定がありますが、設置は努力義務となっています。

#### 【市民センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市市民センター条例	第1条 (設置)	地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援し、もって市民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、鶴ヶ島市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
—	—	—	なし

#### 【図書館】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立図書館条例	第1条 (設置)	市民の教育と文化の発展に寄与するため、 <u>図書館法</u> （昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、鶴ヶ島市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
図書館法	第10条	公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。	努力義務
図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省告示第172号）	第一総則 二設置の基本	1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、 <u>市町村立図書館及び分館等の設置に努める</u> とともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。（以下、略）	

出典：鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画（R4.3）

### ②市民センターに関する市の条例

#### ■鶴ヶ島市市民センター条例（H26.12.17）

##### [設置（目的）] 第1条

地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化、市民の学び及び豊かで活力ある地域社会の実現を目指して社会に貢献しようとする市民の自主的な活動（以下「市民活動」という。）を支援し、もって市民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、鶴ヶ島市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置する。

※「東」「南」「北」「富士見」「大橋」「西」の6センターを設置。

### [業務] 第3条

市民センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域活動及び地域における課題の解決の支援に関すること。
- (2) 地域福祉の推進の支援に関すること。
- (3) 市民の自主的な学習の支援に関すること。
- (4) 市民活動の支援に関すること。
- (5) 市民センターの施設及び附属設備の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### ③避難施設としての位置付け

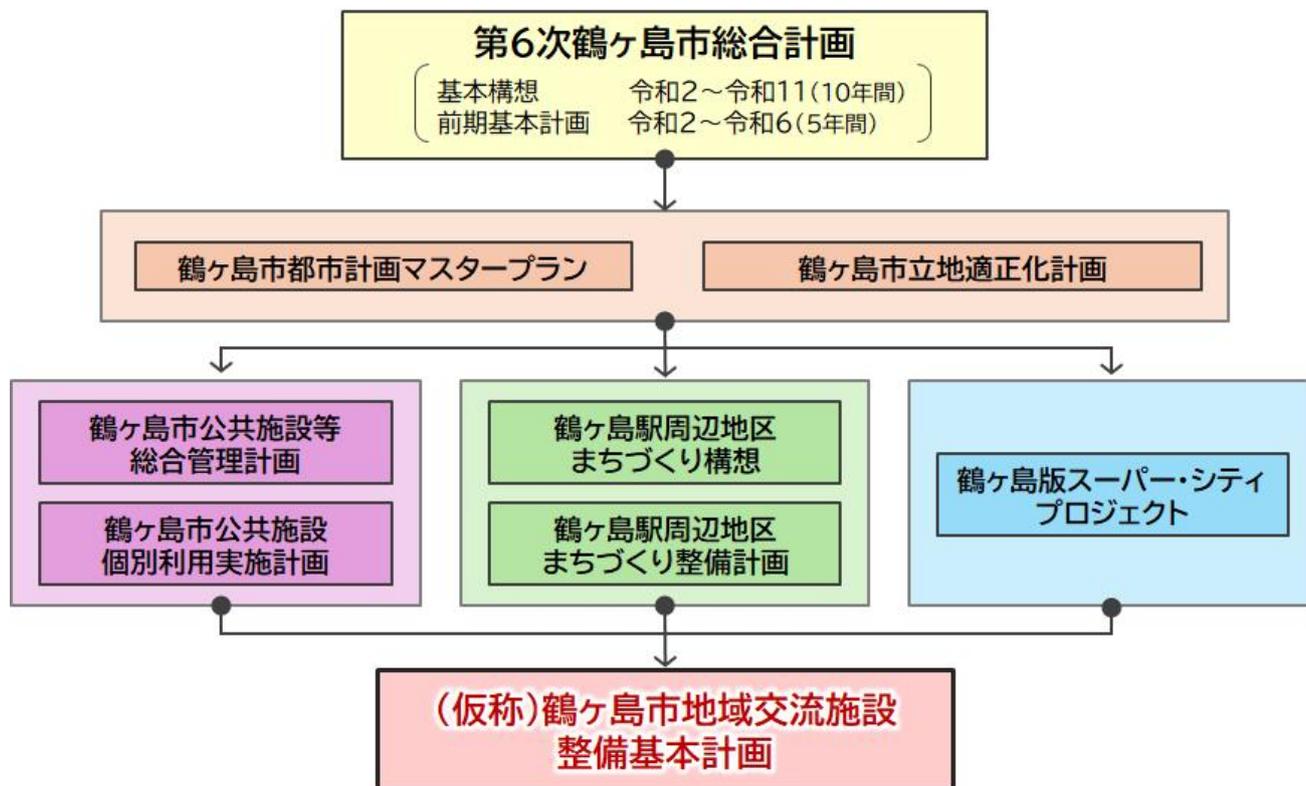
南市民センターは、鶴ヶ島市地域防災計画において、指定避難所として位置付けられています。地震など大規模災害においては「福祉避難所」として、台風など風水害においては「自主避難所」としての役割を果たすことになっており、災害規模や種類など状況によって臨機に避難所が開設されます。

No.	施設名	避難対象場所	屋内避難場所 延床面積 (㎡)	屋内 収容人員※1 (人)	屋外避難場所 面積※2 (㎡)	屋外 収容人員※3 (人)
19	南市民センター	集会室(フロア)	193	38		
		集会室(ステージ)	63	12		

出典：鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画（R4.3）

### (3) 計画の位置付け

本計画は、以下の第6次鶴ヶ島市総合計画をはじめとする上位関連計画の方向性を踏まえて策定するものとなります。



#### ■ 上位関連計画

上位関連計画	策定年月	主な内容
第6次鶴ヶ島市総合計画	令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」</li> <li>○関連施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策17 地域拠点機能の充実 (主な取組) 1. 市民センターの利便性の向上 2. 地域活力の創出と交流を促進 3. 市民センターを拠点に地域運営</li> <li>・施策38 ファシリティマネジメントの推進 (主な取組) 1. 公共施設の計画的かつ効果的な管理 2. 市有財産(土地や建物等)の有効活用 3. 公共施設の集約・複合化や適正配置、借地の解消</li> </ul> </li> </ul>
鶴ヶ島市都市計画マスタープラン	令和3年3月改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市づくりの方向性</li> <li>(1) 健やかで安心できる都市づくり</li> <li>(2) 暮らしやすく、生活の楽しみにあふれる活気ある都市づくり</li> <li>(3) 農や自然と共生した都市づくり</li> <li>(4) 連携と協働による魅力的な都市づくり</li> <li>(5) 広域的な連携を踏まえた都市づくり</li> </ul>

上位関連計画	策定年月	主な内容
鶴ヶ島市立地適正化計画	令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりの方針「コンパクトな市街地、交通の要衝としての地域特性を活かした、誰もが容易に移動でき、健やかで快適に生活できるまち」</li> <li>○鶴ヶ島文化会館：都市機能誘導区域（地域拠点-鶴ヶ島駅周辺）内に含まれている。</li> </ul>
鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり構想	令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来像「歩きたくなる くつろぎとにぎわいのまち」</li> <li>○まちづくりの4つの方針</li> </ul>
鶴ヶ島駅周辺地区まちづくり整備計画	令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で居心地が良く歩きたくなる道路空間の形成</li> <li>・生活を支え活力を生み出す魅力ある商店街づくり</li> <li>・地域と一体となったガーデンパークの活用</li> <li>・公共施設再編による地域交流施設の整備</li> <li>○地域交流施設に係る方針</li> <li>・地域活動の拠点形成</li> <li>・歩いて行ける身近な行政窓口の充実</li> <li>・利便性向上に向けた新たな機能導入</li> </ul>
鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画	令和4年3月改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な考え方</li> <li>「改修・更新時の施設機能の集約・複合化」</li> <li>・施設機能が現在の市民ニーズに合っていないもの、効果の薄れているものについては、時代に即した見直しとともに集約化を図る。</li> <li>・施設が多機能化及び複合化を進め、効率化を図る。</li> <li>「施設の適正配置」</li> <li>・学校や地域利用施設については、国が示す施設の設置基準、学校への通学距離や身近な施設への距離、地域コミュニティ等を踏まえた配置を進める。</li> <li>○目指すべき姿</li> <li>・常に安心・安全な施設（避難施設等）【安心・安全】</li> <li>・地域に根差し広く開かれた施設【地域密着】</li> <li>・多目的な利用が可能【多目的利用】</li> <li>・様々な世代の交流が可能となる施設【多世代交流】</li> <li>○南市民センターの方向性 ・移転・新築、解体・借地返還</li> <li>○図書館南分室の方向性 ・機能見直し</li> </ul>
鶴ヶ島版スーパー・シティプロジェクト	令和4年度（取組開始年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標「歩いて行ける市民センターを拠点としたまちづくり」（概要）市内6箇所にある市民センターを拠点として、活力にあふれるまちづくりをさらに推進するため、図書館分室のスマート化をはじめとした拠点機能の充実を図る。</li> <li>○施策</li> <li>・地域福祉、健康づくりなどの推進</li> <li>・地域コミュニティの充実</li> <li>・鶴ヶ島駅周辺地区まちづくりの推進</li> <li>・スマート技術を活用した図書館運営の見直し</li> <li>・バスロケーションシステムのデータ活用</li> <li>・避難所などへの太陽光発電及び蓄電池の整備</li> </ul>

## 2. 施設の現状と課題

### (1) 現施設の位置

南市民センター、鶴ヶ島文化会館は、それぞれ鶴ヶ島駅から約700mの位置にあり、鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会の区域内に立地しています。周辺の主な公共施設として、鶴ヶ島第二小学校、どんぐり公園、ガーデンパークがあります。

#### ■南市民センター、鶴ヶ島文化会館の位置



### (2) 現施設の現状と課題

#### ①南市民センター

##### ■施設概要

- ・鶴ヶ島第二小学校周辺の自治会関係者等から要望を受け、昭和60年(1985)に「南公民館」「図書館南分室」の2つの機能と、福祉喫茶「どんぐり」を含めた複合施設として開館しました。
- ・指定避難所として位置づけられています。
- ・住民票の写しの発行等の行政窓口対応は、マイナンバーカードによるコンビニ交付が可能となったため現在は行われていません。
- ・敷地の全てが借地となっています。

建物延面積：1,504 m<sup>2</sup>      敷地面積：2,067 m<sup>2</sup>、駐車場面積：1,173 m<sup>2</sup>



## ■ 諸室構成等

1階平面図



2階平面図



諸室	定員	床面積	活動内容
集会室	200人	306㎡	講演会、ダンス、軽運動、演奏会
視聴覚室	25人	52㎡	会議、楽器演奏、カラオケ
保育室	12人	24㎡	保育、会議
図書館南分室	—	149㎡	開架書庫

諸室	定員	床面積	活動内容
展示室	30人	62㎡	会議、展示会
実習室	24人	72㎡	絵画、手工芸
学習室	30人	52㎡	会議、学習会
団体活動室	10人	14㎡	小人数会議
和室	20人	54㎡	茶道、会議

## ■ 利用状況、稼働率等

- 令和5年度(2023)における、施設全体の全時間帯(9時~22時)の年間の稼働率は11~48%であり、平均稼働率は29%(保育室を除くと32%)となっています。
- 利用が多いコア時間帯(10時~16時の6時間)に限ると年間の稼働率は16~50%であり、平均稼働率は39%(保育室を除くと42%)となっています。
- 年間の諸室利用延べ人数は36,551人となっています。

### ■ 南市民センター諸室の稼働率(令和5年度)

	平均稼働率(9時~22時)			コア時間帯の稼働率(10時から16時)		
	月コマ数	使用コマ数	平均	月コマ数	使用コマ数	平均
集会室	3,937	2,059	48%	1,806	969	49%
視聴覚室	3,937	1,271	30%	1,806	852	44%
学習室	4,214	1,639	38%	1,938	974	50%
和室	4,396	1,097	25%	2,022	750	37%
実習室	4,396	1,277	29%	2,022	889	44%
展示室	4,396	1,690	39%	2,022	1,006	50%
団体活動室	4,396	469	11%	2,022	320	16%
保育室	3,638	132	3%	1,674	106	6%
合計	33,310	9,634	29%	15,312	5,866	39%
※保育室除く			32%			42%

## ■ 課題等

- 利用団体の小人数化が進んでいる中で、諸室を小分けにして活用する等の柔軟な使い方に対応しにくい面があります。利用団体からは会議・打合せスペースの充実を望む声が多くあがっています。
- 諸室の予約貸出について、団体登録がなくても(個人やグループでも同様に)定期的な利用ができるよう予約貸出のルール変更を望む声が多くなっています。
- 図書館分室については、開館時間(水・金・土・日の9時から17時まで)が短く、利用利便

は高くありません。また分室の書庫については、蔵書の更新が進んでいないため、新しい図書に対するニーズに対応しきれていない面があります。

- ・市民センターでの活動に関して、利用団体からはセンターと地域との協働によるイベント・講座の開催や情報発信を望む声が多くあがっています。

## ②鶴ヶ島文化会館

### ■施設概況、諸室構成等

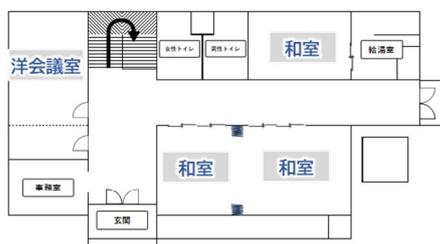
- ・昭和47年(1972)、市所有地に鶴ヶ丘自治会の連合的建築物として建設されました。
- ・運営費用は、主に鶴ヶ丘の5自治会からの分担金と利用団体からの利用料等から成り立っています。

建物延面積：本館 316 m<sup>2</sup>・講堂 140 m<sup>2</sup>

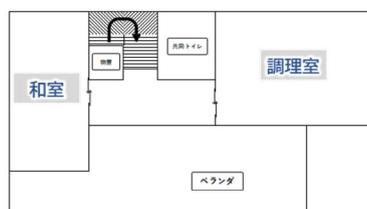
敷地面積：2,254 m<sup>2</sup>（駐車場用地含む）



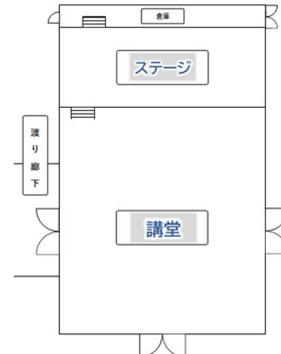
1階案内図



2階案内図



講堂案内図



### ■稼働率、利用状況等

- ・令和6年6月の利用では、貸館として利用があるのは1階洋室と講堂のみであり、2階の和室や調理室の利用はありません。洋室は1団体（書道教室）、講堂は5団体（体操、麻雀等）の利用となっています。
- ・地域活動の関連では、各自治会、スポーツ協会等が月1回～隔月程度の利用があります。
- ・鶴ヶ丘5自治会がそれぞれ総会を年1回開催、5自治会の共同主催による文化祭を年1回開催していました。

### ■課題等

- ・施設設備の老朽化が進んでおり、諸室の稼働率は低い状況です。
- ・自治会施設（地域での管理）ということで、地域人材の不足等により、施設の運営・維持管理が困難となってきている面があります。

### ③市内の他の市民センターの施設概要（参考）

市内の6つの市民センターの延面積及び諸室面積等については以下のとおりです。

市民センター	0	500	1,000	1,500	2,000	平均値 (㎡) (最小/最大)	備考
延面積						1,471 (998/1,925)	南_1,363㎡

※ が南市民センター

諸室	市内の6市民センターにおける諸室規模 (㎡)						平均値 (㎡) (最小/最大)	備考	
	0	25	50	100	200	400			700
多目的ホール								364 (243/628)	南_306㎡
うちアリーナ								215 (169/369)	南_193㎡
視聴覚室								64 (51/76)	南_52㎡
集会室								198 (71/271)	東(4室) 南(3室)_128㎡ 北(1室) 富士見(4室) 大橋(3室) 西(4室)
和室								69 (50/107)	南_54㎡
実習室								65 (49/88)	南_72㎡
調理室								66 (36/96)	南_該当なし
図書館分室								168 (64/292)	南_149㎡

※ が南市民センター

※集会室の諸室規模は合計値

資料：各センター延面積と図書館分室床面積は「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」より

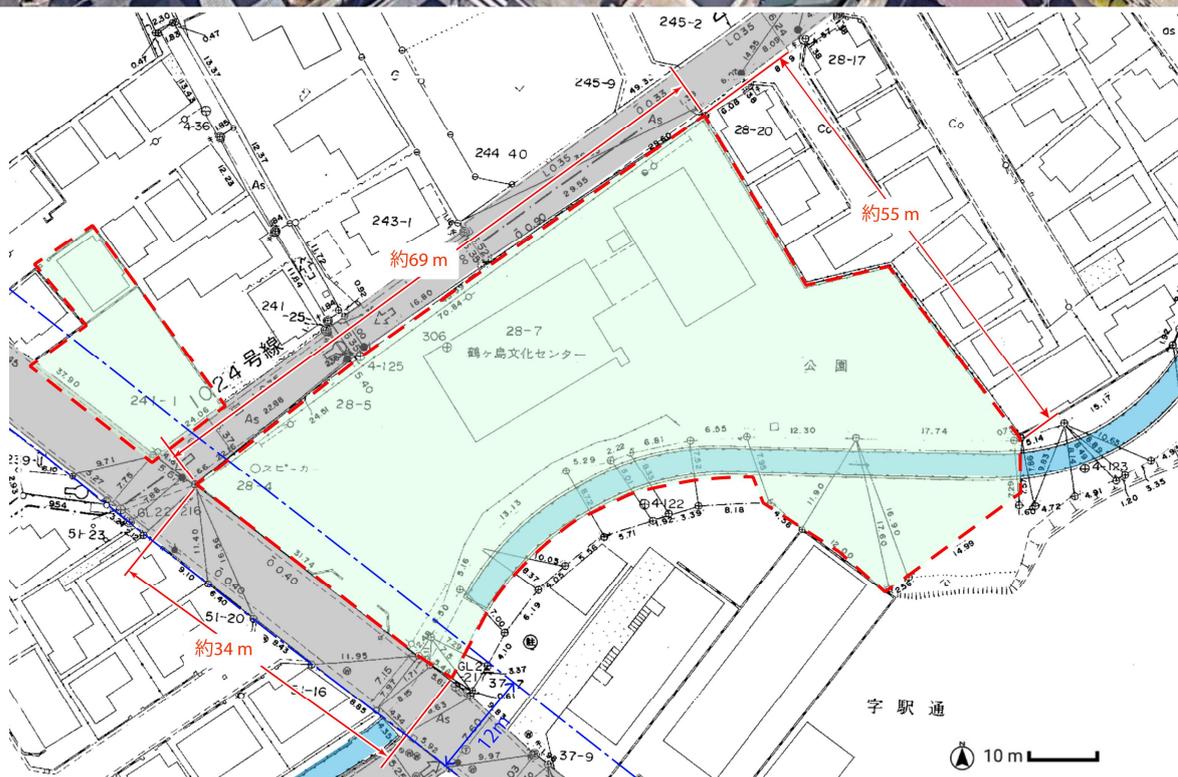
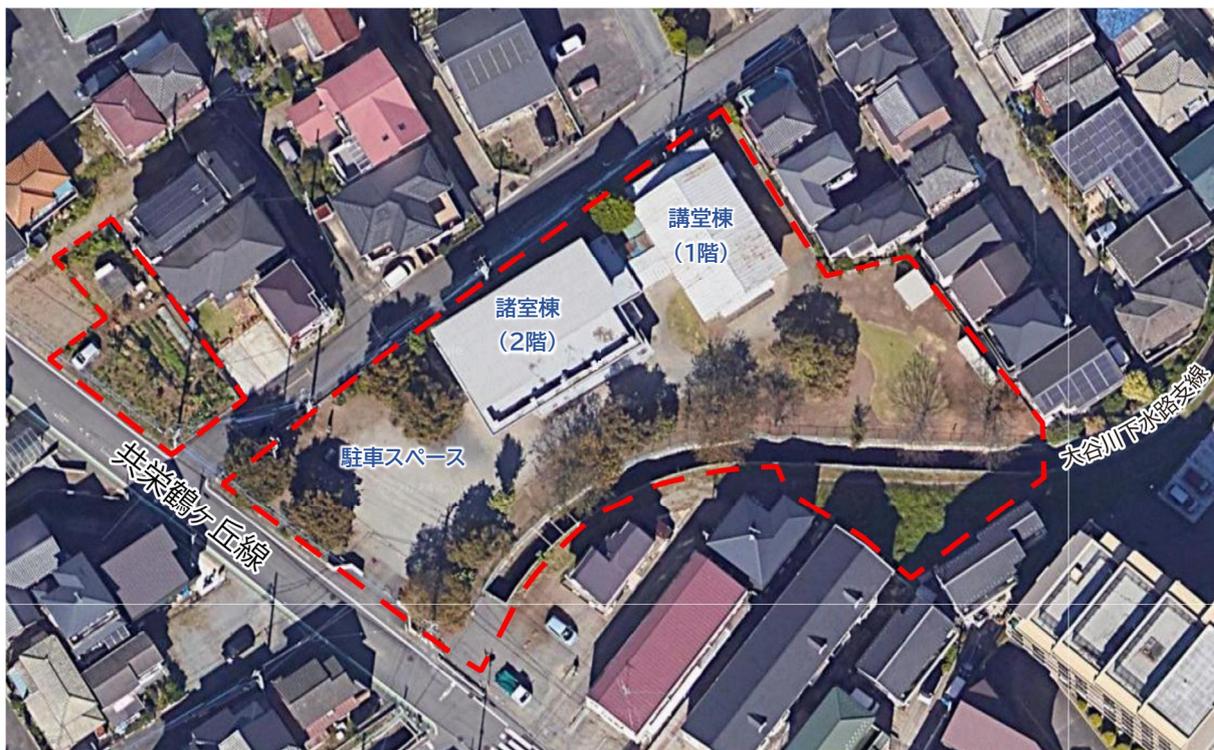
諸室の面積・定員は「鶴ヶ島市ホームページ」の施設案内より

注意：諸室名称については、各センターで任意に室名がついているが、実質的な室の用途・機能から整理している

### (3) 計画敷地の概要

(仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設の整備は、現在の鶴ヶ島文化会館の敷地を活用します。敷地面積は約2,880㎡(北側の飛び地と水路上及び対岸を含む(図上計測))。現行の鶴ヶ島文化会館の敷地に限ると2,252㎡(公表値))となっています。

敷地への出入口は、敷地の西側は、都市計画道路 共栄鶴ヶ丘線に接し、東側は戸建て住宅地に、敷地北側は市道223号線に、敷地南側は大谷川下水路支線に接しています。敷地への出入口は西側の共栄鶴ヶ丘線からとなっています。なお、共栄鶴ヶ丘線は、将来的には幅員12m(現状約8m)に拡幅を予定しています。



※上記の敷地境界は、測量図に基づく詳細なものではなく、関連資料等から整理した概ねの境界を示すものです。

## 3. 市民センターの在り方と運営方針

### (1) 市民センターの在り方

市民センターの在り方については以下のとおりです。なお、この在り方は、本整備計画の対象である南市民センターだけでなく、市内の全ての市民センターに共通する基本的な考え方となります。

- 1 地域活動の支援
- 2 生涯学習の支援
- 3 地域住民の交流促進
- 4 安心して暮らせる地域社会づくり



#### 1 地域活動の支援

市民センターは、地域をよくしようとする人が集まり、地域の課題解決に向けた取組みを行う拠点施設です。市民センターの主な業務として、地域活動及び地域の課題解決のための活動を支援し、市民主体のまちづくりを推進します。

##### 【主な取組】

##### ○地域団体の活動支援

自治会、地域支え合い協議会等の運営や、交流イベント、防災・避難訓練等の活動を支援します。

##### ○地域団体、関係機関等の事業連携の支援

地域団体や学校、企業等の事業連携を支援します。また、地域の課題解決のための取組など、必要に応じ市民センターも連携し進めます。

##### ○地域づくりに関わる人材の育成

地域の担い手が集う場の提供や関係する講座の開催、情報の収集と提供等を行い、人材の育成を図ります。

#### 2 生涯学習の支援

市民センターは、市民の学習・文化活動の拠点施設です。市民センターの主な業務として、一人ひとりの生涯にわたる学びと活動を支援し、住民相互のつながりの形成と市民主体のまちづくりを推進します。

##### 【主な取組】

##### ○学習環境の整備

サークル・団体及び個人が自ら学び、活動するために必要な環境を整備し、その活動を支援します。

##### ○協働による講座等の開催

地域の住民や団体との対話により地域の課題やニーズを把握し、その解決に向けた講座や学習会などを行政と住民との協働により実施します。

### ○人材及び団体のネットワーク化

市民の学びや活動が地域をよくしていこうとする活動につながるように、個人や団体が共同で活動できる場を提供したり必要な講座等を開催したりします。

## 3 地域住民の交流促進

市民センターは、性別や年齢を問わず多くの市民が集まり、出会い、交流する地域コミュニティの拠点施設です。市民センターの主な業務として、様々な利用方法により自分らしく利用・活動できるような環境の整備と活用の促進、出会いが生まれ交流が深まる事業の展開を図ります。

### 【主な取組】

#### ○地域コミュニティ施設としての環境整備

交流の場、仲間づくりの場として、地域の人々が自然と集まるように、地域のコミュニティ施設としての環境整備と活用の促進を図ります。

#### ○地域コミュニティの促進

新たな出会いが生まれる、地域の方々の関係が深まるような事業を主催及び支援します。

#### ○活動の見える化と情報発信

市民センターに集う団体の活動が分かるような施設活用や情報の発信を行い、新たな交流と活動参加へとつなげます。

## 4 安心して暮らせる地域社会づくり

市民センターは、市民が安心して暮らせる地域社会を実現するための施設です。市民センターを身近な地域で気軽に相談ができる場として位置づけ、地域の方々の生活や地域づくりを支援します。また、防災機能を十分に備えた、災害時に地域住民のより所となる施設とします。市民センターが担う地域福祉については関係課、関係機関との協議を進めた上で共助、公助の福祉を推進します。

### 【主な取組】

#### ○行政窓口としての相談受付

市役所及び市民センターの行政窓口は、社会のデジタル化によって縮小化していますが、市民が対面で相談できる場所が地域にあることは重要です。生活、地域の困りごとや市への要望、問合せ等をお受けし、その対応や方法を伝えたり、担当課につなげたりします。

#### ○地域情報の提供

地域情報や健康、福祉など生活に関わる情報を適宜提供します。

#### ○避難所としての機能強化

耐震性の確保、非常時の電源確保のための太陽光発電設備の設置、備蓄品の確保など、避難所としての機能強化及び非常時における地域との連絡・連携体制の強化を図ります。

## (2) 市民センターの運営方針

---

市民センターは、地域での様々な活動を支援するとともに、地域の困りごと・相談ごとへの初期段階での対応や担当部署へ継ぐといった公的な役割を担うことから、**市直営での管理運営を基本**とします。

その上で、以下の運営方針に基づき、施設運営を図っていきます。この運営方針は、市民センターの在り方と同様に、市内の全ての市民センターに共通するものとなります。

### ① 地域住民の参画・協働を促す運営

市直営での管理運営を基本とする中において、住民の学習や地域活動に係る面については、地域住民の主体的な関与（参画・協働）を促していく仕組みを目指します。

### ② 効率的かつ持続可能な運営

生涯学習や交流の拠点施設として、地域住民の誰もが使いやすい施設として、効率的な運営と長期にわたっての持続可能な運営を目指します。

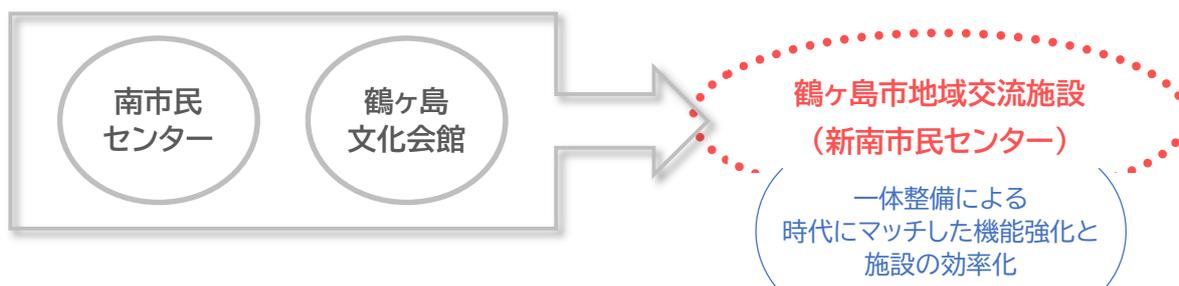
### ③ 周辺施設・関連施設との連携の強化

周辺の公共施設や他の市民センター、図書館等の関連施設との連携を強化しながら、本施設の基本機能である「学び」「交流」「防災（安全安心）」の機能強化を図る運営を目指します。

## 4. (仮称)鶴ヶ島市地域交流施設の整備計画

### (1) 将来像 (施設整備のコンセプト)

地域の「暮らし」「学び」「交流」を支える  
集いとくつろぎの拠点施設



本施設（(仮称)鶴ヶ島市地域交流施設）整備計画は、南市民センターを鶴ヶ島文化会館の跡地に移転し、地域の拠点施設として再整備するものです。

市民センターとしての機能強化、施設の効率的な維持管理を図り、これまで以上に、地域の誰もが立ち寄りやすく、一人ひとりの学びや人々の交流の場となる身近な地域コミュニティの拠点施設として整備を図っていきます。

## (2) 整備方針

---

本施設（(仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設）の整備方針については以下のとおりです。

### ① 学び・活動・交流がしやすい施設

- ・多目的な利用を考慮したホールや集会室（集会、音楽活動、軽運動、発表等）
- ・個人や団体等の利用にきめ細かく対応できる設備、運用等

### ② 誰もが安全に・安心して利用しやすい施設

- ・ユニバーサルデザインの推進-段差解消、エレベーター設置、多機能トイレ等
- ・避難所としての機能充実-防災備蓄倉庫の配置等

### ③ 開放的で居心地がよい施設

- ・幅広い世代が立ち寄りたくなる、自由に使えるエントランスやフリースペース（居場所空間）の確保

### ④ 地域の賑わいを生み出す施設

- ・多彩なイベントや発表の場として利用できるエントランスやフリースペース（自由度の高い活動空間）の確保
- ・様々な活動に対応する諸室・スペース、屋外空間の確保、運用等

### ⑤ 多種多様な利用に対応できる柔軟性の高い施設

- ・利用人数に応じて柔軟に対応できる可変性の高い集会室
- ・多目的に活用できるフリースペース、オープンスペースの工夫等

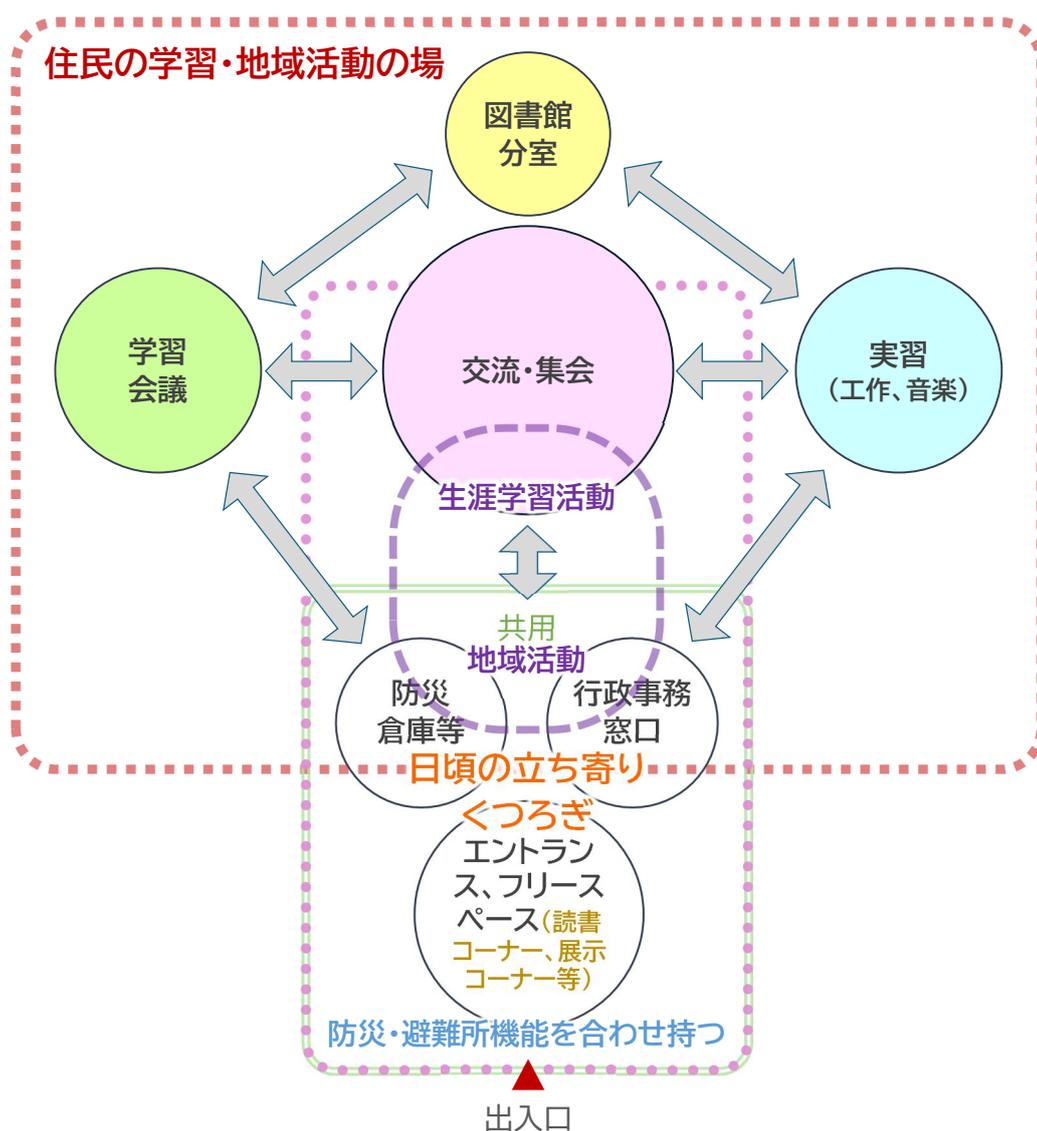
### (3) 確保・導入機能

#### 基本方向

確保・導入機能の基本方向は、大きく「生涯学習」、「交流・集会」、「図書館分室」、「行政窓口・市民活動支援」、「その他（防災等）」等の観点からなります。

これらの基本機能の確保・充実を図りながら、地域住民にとって居心地のよい、頼りとなる地域拠点として整備を図っていきます。

#### ■ 確保・導入する基本機能のイメージ



## ①生涯学習機能

個人や団体の様々な生涯学習活動に対応する、使い勝手のよい集会室等を整備します（大・中の各広さの集会室の確保、大・中ともに分割利用を可能とする等）。

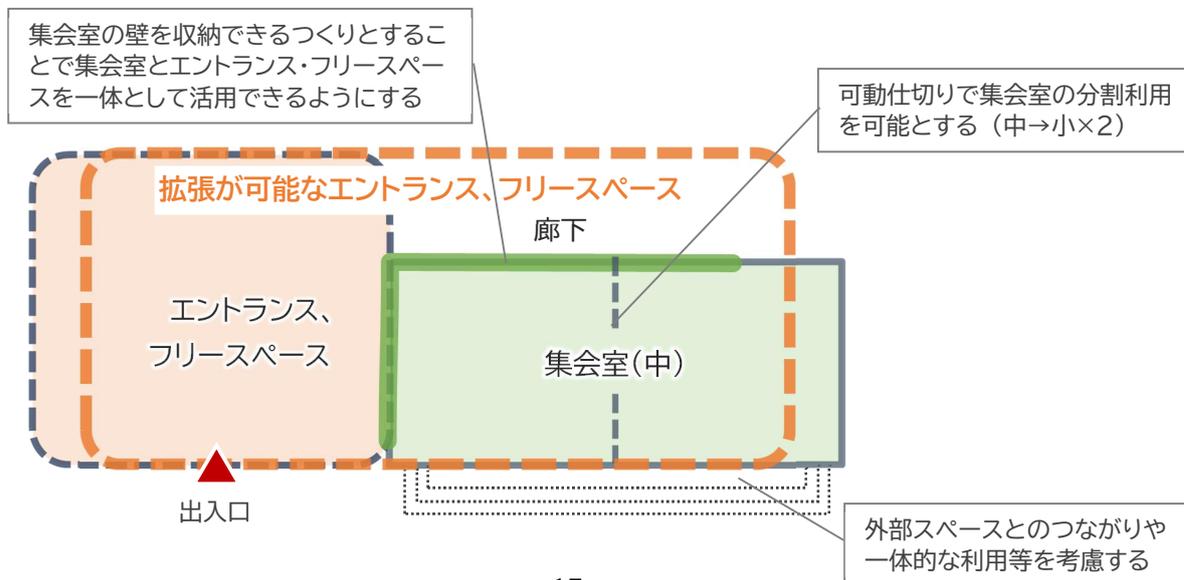
工作作業や音楽活動等に対応する諸室、設備機器を整備します（実習室・工作機器等、視聴覚室・防音設備等）。

整備想定諸室	整備ポイント等
集会室（大、中）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大、中の2種類の広さの集会室の確保</li> <li>・部屋の分割利用やエントランスとの一体利用等の可変性の高い利用を可能とする可動間仕切り等の整備</li> </ul>
実習室、視聴覚室、和室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用特性に応じた設備機器（実習室・工作機器等、視聴覚室・防音設備等）</li> <li>・多様な利用も考慮したしつらえ（集会室としての活用も考慮した机・椅子等の設備機器）</li> </ul>
エントランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが利用できる居場所として整備（個人での気軽な利用を促進）</li> <li>・多様な使い方に対応するスペースの確保（展示、情報、休息、学習、読書、ちょっとした打合せ等）</li> <li>・こどもや子育て世代のための空間の確保</li> <li>・諸室や屋外スペースとの一体的な利用を可能とするしつらえ（開口部や壁の開放性の高いつくり等）</li> </ul>

### [参考事例等]



事例：福島県矢吹町複合施設 KOKOTTO（出典：矢吹町ホームページ）



## ②交流・集会機能

規模の大きな地域の各種集会や式典、発表会等のイベント、また軽運動等の健康づくり活動に対応する多目的ホールを整備します。

地域住民のくつろぎ、歓談、交流を促すエントランスやフリースペースを整備します。

利用者が調理や喫茶を気軽に楽しめる開放性の高いコーナーを整備します。

整備想定諸室	整備ポイント等
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のアリーナ規模の確保</li> <li>・大人数の集会や式典、発表会等に対応</li> <li>・軽運動・スポーツ等の健康づくり活動にも対応</li> <li>・舞台は可動式の簡易なもの（アリーナの広さを確保）</li> </ul>
エントランス [再掲]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが利用できる居場所として整備（個人での気軽な利用を促進）</li> <li>・多様な使い方に対応するスペースの確保（展示、情報、休息、学習、読書、ちょっとした打合せ等）</li> <li>・こどもや子育て世代のための空間の確保</li> <li>・諸室や屋外スペースとの一体的な利用を可能とするしつらえ（開口部や壁の開放性の高いつくり等）</li> </ul>
クッキングコーナー・フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理に関する学習機会やイベント時での飲食準備等に対応するクッキングコーナーの整備</li> <li>・通常時における喫茶・休憩スペースとしての活用</li> <li>・フリースペースと一体的に利用自由度の高いスペースとして整備、心地よい居場所づくり</li> </ul>
（参考） 屋外スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の様々な活動への対応を考慮した屋外スペースの確保（駐車場整備の工夫）</li> <li>・1階のエントランスや諸室と屋外のつながりを考慮した整備（建物内外を一体的に利用しやすい整備、ひさしやデッキの整備等）</li> </ul>

### [参考事例等]



事例：福島県矢吹町複合施設 KOKOTTO（出典：矢吹町ホームページ）



事例：東京都武蔵野市八幡町コミュニティセンター

### ③図書館分室機能

図書館分室のスマート化として、ICT活用による中央図書館と6分室の図書館ネットワークの構築を図ります。蔵書の検索、予約、貸出、返却のサービス強化（利用時間延長、無人貸出手続き等）により、利用者の利便性の向上を図ります。

エントランスやフリースペースの整備において、読書・学習スペースを確保します。

整備想定諸室	整備ポイント等
自動貸出コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動貸出機、予約書棚、ICゲートの整備（全図書ICタグ付）</li> <li>・市民センター開館時間の対応（※利用時間延長による利便性の向上）</li> </ul>
検索予約コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書検索用PCの設置、レファレンス機能の充実（中央図書館とのネットワーク構築による）</li> </ul>
読書コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントランス内に読書・学習コーナーの配置</li> <li>・閲覧図書（児童書、郷土資料等）の書棚の配置</li> </ul>

#### [参考事例等]



自動貸出コーナー事例

事例：東京都江東区立図書館子どもプラザ



読書コーナーのある  
フリースペース

事例：東京都武蔵野市八幡町コミュニティセンター

#### ④行政窓口・市民活動支援機能

気軽に立ち寄ることができ、暮らしや地域に関する困りごとや相談ごとに対応する行政窓口を整備します。関係機関への繋ぎや情報提供などの相談機能が発揮しやすい体制を整えます。

地域団体やNPO等との連携を図りながら、多様で広範な市民活動の支援を推進します。その一環として、地域活動団体等が利用しやすい印刷室を整備します。

整備想定諸室	整備ポイント等
行政窓口、相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち寄りやすい、声をかけやすい窓口の整備</li> <li>・プライバシー等に配慮が必要となる相談室の整備</li> </ul>
地域活動支援コーナー (印刷室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体等が利用できる印刷室の整備（行政事務との兼用）</li> <li>・作業スペースが必要な場合は集会室等を柔軟に活用</li> </ul>

#### [参考事例等]



気軽に立ち寄れる事務室窓口、エントランス

事例：東京都小金井市立貫井北センター（出典：貫井北センターホームページ）



気軽に立ち寄り、くつろげるフリースペース

事例：東京都武蔵野市八幡町コミュニティセンター

## ⑤その他（防災機能等）

多目的ホールやエントランス等は、避難所機能を考慮し整備します。また、施設内に防災備蓄倉庫を整備します。

多機能トイレ、授乳室の整備など、ユニバーサルデザインの観点から誰もが安心安全に利用できるように整備します。

駐車場については、屋外活動空間の確保や緑化、公共交通機関との連携、場内の安全性の確保等を考慮し適正に確保します。

整備想定諸室	整備ポイント等
多目的ホール、 エントランス等	・ 避難所機能を果たすための基本的な防災機能の確保 (天井の耐震対策、要配慮者にも配慮した施設・設備等)
防災備蓄倉庫	・ 防災備蓄倉庫の確保
多機能トイレ、授乳室等	・ 誰もが安心安全に利用できるトイレの整備（車いす対応、ベビーチェア、おむつ替え台等の整備） ・ 乳幼児を連れた利用者も安心して過ごせるよう授乳室の整備
駐車場	・ 場内の安全性を考慮した駐車場の適正な配置 ・ 地域のまちづくり活動の場としての活用も考慮した整備 ・ 水路沿いも含めての緑化の推進 ・ 公共交通機関との連携も考慮した整備の検討

## (4) 施設と諸室の規模

### 施設全体規模の考え方

これまでの南市民センターと鶴ヶ島文化会館とで共通に確保されていた諸室機能の統合・複合を図るとともに、稼働率の低い諸室等については、利用しやすい諸室への切り替えや見直しを行い、現在の南市民センターと同等の機能の整備を検討します。

全体規模の目安として、現在の南市民センターの延べ面積 約 1,500 m<sup>2</sup>から、図書館分室（蔵書の検索・予約・貸出・返却のサービス強化、開架書庫・閲覧スペースの縮減を想定）の床面積 約 150 m<sup>2</sup>を差し引いた約 1,350 m<sup>2</sup>を基本に、検討を進めます。

### 諸室の想定規模

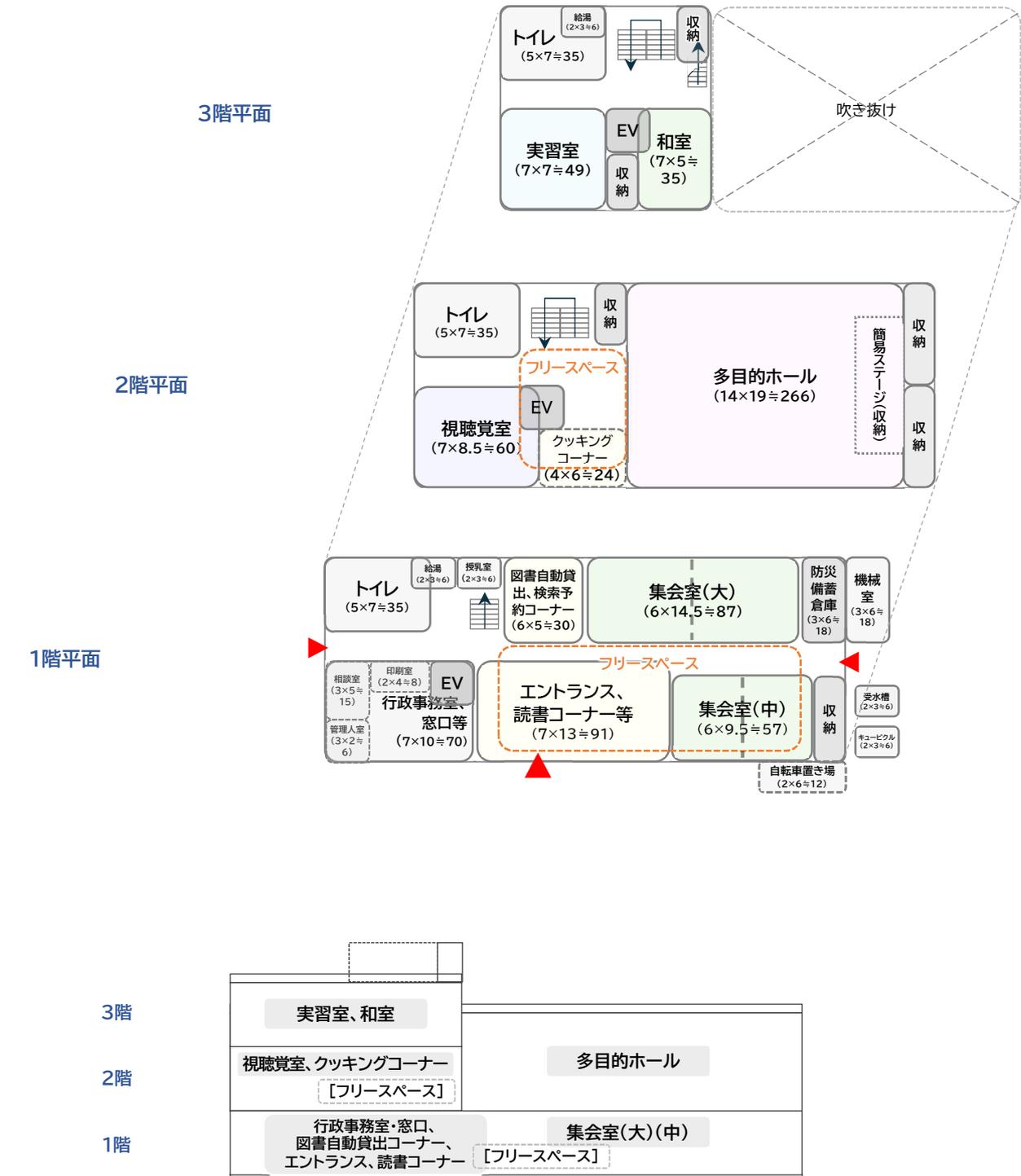
諸室	想定面積	備考
多目的ホール	約 300 m <sup>2</sup>	アリーナ 約 260 m <sup>2</sup> 、可動式舞台、ホール用収納を含む
集会室	約 140 m <sup>2</sup>	大(85 m <sup>2</sup> )・中(55 m <sup>2</sup> )の2種類、それぞれ2分割利用が可
視聴覚室	約 60 m <sup>2</sup>	集会室としての活用にも対応
実習室	約 50 m <sup>2</sup>	
和室	約 35 m <sup>2</sup>	
クッキングコーナー	約 25 m <sup>2</sup>	施設利用者の喫茶や打合せコーナー等としての活用
図書館分室	約 30 m <sup>2</sup>	自動貸出コーナー、検索予約コーナー等
エントランス（1階）	約 90 m <sup>2</sup>	読書・学習コーナー、歓談スペース等
フリースペース（2階）	約 30 m <sup>2</sup>	クッキングコーナーとホール入口との一体的な利用
行政窓口、市民活動支援	約 70 m <sup>2</sup>	相談室(15 m <sup>2</sup> )、印刷室(8 m <sup>2</sup> )、管理人室(6 m <sup>2</sup> )を含む
その他共有部	約 340 m <sup>2</sup>	トイレ、廊下、エレベーター、給湯室、授乳室 等 (各機能の占有面積の40%として試算)
各収納スペース	約 100 m <sup>2</sup>	
機械室	約 30 m <sup>2</sup>	
防災備蓄倉庫	約 20 m <sup>2</sup>	
<b>延べ面積の想定規模</b>	<b>約 1,320 m<sup>2</sup></b>	
駐車場、屋外活動スペース	約 1,610 m <sup>2</sup>	想定駐車台数 約 49 台 敷地東側は屋外活動スペースとしても活用
緑道（水路沿い遊歩道）	約 120m	水路沿い計画敷地の対岸側

## (5) 想定諸室の構成・配置案

---

- ① 1階には地域の様々な人の利用が想定される行政窓口、図書館分室（自動貸出コーナー）のほか、各種の活動で利用されることの多い集会室（大・中）を配置します。
- ② 1階エントランスは、読書・学習スペースや各種発表・イベント等の多目的で自由な活用ができるよう、エントランスに面する諸室も含めて可変性の高いスペースとして配置します。
- ③ 集会や運動、演奏等で利用する多目的ホールは2階に配置します。2階では、利用者が喫茶等の軽い飲食を楽しむことができるクッキングコーナーを配置し、多目的ホールのエントランス部分と合わせて自由な使い方ができる（フリースペースとしての利用が可能な）つくりとします。
- ④ 様々な学びを支える集会室、実習室等の諸室についても、特定目的の利用を想定した諸室のつくりではなく、様々な目的で活用がしやすい諸室のつくりとします。
- ⑤ また、広さについても間仕切り等により可変・分割できるようなつくりとし、利用者の規模等に応じて柔軟で効率的な活用ができるつくりとします。
- ⑥ 1階部分は外部空間とのつながりに留意し、諸室によっては室内と室外を一体的に使うことができるような配置・つくりを工夫します。

■ 想定諸室の構成・配置案





## ■ 歩行者ネットワーク形成案



## (7) 配慮事項

---

### ①ユニバーサルデザイン、バリアフリー

年齢や能力、障害の有無に関係なく、誰にとっても使いやすく、分かりやすい施設となるよう配慮した設計やレイアウトとします。

施設内の移動や利用において、身体的・心理的な障壁や障害物を最小限に抑えるよう、広い通路やバリアフリートイレ、適切な高さの設備や駐車場内の歩道の整備等を検討します。

### ②安全性

歩車分離を図り、利用者にとって安全な外部動線を検討します。

なるべく死角をつくらず、施設全体の見通しがよくなるように平面計画を検討します。

### ③環境共生（省エネルギー）

市においては、温室効果ガス総排出量の削減に向けて、新たな公共施設整備においてはZEB<sup>※1</sup>対応を図るとしており、エネルギー効率の高い設備の採用や再生可能エネルギーの活用を検討します。

### ④設備等

安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備を検討します。

空調設備等は、ランニングコストの低減に配慮した方式や機器の選定を検討します。

非構造部分は容易に変更できる（リフォームしやすい）工法を見据えるなど、社会・経済ニーズの変化に柔軟に対応した計画とします。

### ⑤周辺環境

日照や圧迫感、騒音、駐車場の排気ガスなど、周辺住民の住環境に与える影響について十分に配慮した計画とします。

また、建物のデザインほか、駐車場や水路沿いの遊歩道等の外部空間の環境整備も含めて、周辺の景観や街並みとの調和に配慮した計画とします。

### ⑥アクセス

徒歩圏域外の方や車での移動が困難な方も施設を利用できるよう、つるワゴン等でのアクセスを確保します。

---

<sup>※1</sup>ZEB (Net Zero Energy Building)：快適な室内環境を実現しながら消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物（ゼブ/ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

## (8) 整備イメージ

(仮称) 鶴ヶ島市地域交流施設では、  
建物や屋外スペースを活用して、地域の交流イベントが開催され、賑わっています。



## 5. (仮称)鶴ヶ島市地域交流施設の事業計画

### (1) 概算事業費

本施設整備の概算事業費（税込）を、以下に整理します。なお、これは施設整備にかかる費用のみを示しており、維持管理経費や運営経費等は含まれていません。

また、以下の概算事業費は、他施設の事例や市の実績等を参考に試算したものであり、今後の地質調査結果や資材・労務費の価格変動などにより、計画の一部変更や事業費が変動する可能性があります。

項目	概算事業費（百万円）
既存建物解体費（解体設計費を含む）	30
地質調査、測量費	10
設計・監理費（建築・外構の基本設計及び実施設計費、監理費）	76
建設工事費	743
外構工事費（駐車場整備、敷地内排水溝、建物周辺緑地等） ※飛地のアスファルト舗装等も含む	36
水路改修整備費 ※水路改修詳細設計費を含む	69
水路沿い緑道整備費 ※緑道実施設計費を含む	18
什器・備品費	30
合計	1,012

### (2) 事業スケジュール

今年度（令和6年度）の「基本計画」を踏まえ、令和7年度に具体的な設計の段階「基本設計」、令和8年度にさらに詳細な設計の段階「詳細設計」、令和9～10年度に「土木工事」、「建設工事」を行う予定です。

各段階において、地域や関係団体等への周知・情報共有を図りながら進めます。

業務内容	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
測量						供用開始
用地測量、排水調査等	▶					
解体工事						
解体工事設計		▶				
解体工事			▶			
土木工事						
設計（基本・詳細）		▶				
水路工事、造成工事				▶		
建築工事						
設計（基本・詳細）		▶				
建築工事				▶		

### (3) 補助金・交付金

財政状況及び昨今の建設費高騰を鑑みて、国、検討の補助金や交付金を最大限活用していきます。

あわせて、イニシャルコストの削減と年度間における財政負担の平準化を図るため、地方債の充当も行っていきます。

#### [検討中の補助金・交付金等]

補助金・交付金名称	概要
都市再生整備計画 都市構造再編集集中支援事業 交付金	都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち、立地適正化計画に基づく事業に対して、総合的・集中的な支援を行うもの。地域交流施設は、基幹事業（高次都市施設）の位置づけ。 水路沿い遊歩道整備（歩行者通行路）は、基幹事業（高質空間形成施設）の位置づけ。
二酸化炭素排出抑制対策事業費等 補助金（建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業）	ZEB（Net Zero Energy Building）の更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物 ZEB 化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
埼玉県スーパー・シティプロジェクト 交付金	埼玉県スーパー・シティプロジェクトに位置付けられている事業推進に対する補助
埼玉県木材活用支援補助金	施設整備の内装材や建具等に木材を活用することに対する補助